

# 定 款

株式会社 カナデン

【沿革】

|             |    |             |    |
|-------------|----|-------------|----|
| 1951年12月12日 | 改正 | 1988年 6月29日 | 改正 |
| 1955年11月26日 | 改正 | 1989年 6月29日 | 改正 |
| 1956年11月28日 | 改正 | 1990年 6月28日 | 改正 |
| 1957年 5月29日 | 改正 | 1991年 6月27日 | 改正 |
| 1959年11月26日 | 改正 | 1994年 6月29日 | 改正 |
| 1961年 5月29日 | 改正 | 1997年 6月29日 | 改正 |
| 1961年11月27日 | 改正 | 1998年 6月26日 | 改正 |
| 1962年11月28日 | 改正 | 2001年 6月28日 | 改正 |
| 1963年11月28日 | 改正 | 2002年 6月27日 | 改正 |
| 1965年 5月29日 | 改正 | 2003年 6月27日 | 改正 |
| 1966年 5月30日 | 改正 | 2004年 6月29日 | 改正 |
| 1967年11月29日 | 改正 | 2006年 6月29日 | 改正 |
| 1969年11月28日 | 改正 | 2009年 6月26日 | 改正 |
| 1970年11月27日 | 改正 | 2012年 6月28日 | 改正 |
| 1972年 5月30日 | 改正 | 2015年 4月 1日 | 改正 |
| 1975年 5月30日 | 改正 | 2017年 6月29日 | 改正 |
| 1979年 6月29日 | 改正 | 2019年 6月19日 | 改正 |
| 1982年 6月29日 | 改正 | 2022年 6月21日 | 改正 |
| 1987年 6月26日 | 改正 |             |    |

# 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社カナデンと称し、英文ではKANADEN CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 各種電気機械器具、電子応用機械器具、通信機械器具並びに部品、材料の製造、販売
2. 産業機械器具、鉱山機械器具、車輛・船舶機械器具、航空機械器具、工作機械器具、事務機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、医療機械器具、環境・衛生機械器具、冷凍・空調機械器具、瓦斯器具並びにビル及び住宅関連製品、その他一般機械器具、並びに部品、材料の製造、販売
3. 各種計測器、計量器の販売
4. 合金、電線、金属類、電気材料、磁性材料、ゴム製品、紙製品、繊維類、油脂類、化学製品類、木材類、雑貨類の販売
5. 高圧瓦斯及びその容器の販売
6. 各種鋳物の製造、販売
7. 前各号の機械器具、製品及び部品に関する工事の設計、監督、請負
8. 不動産の賃貸及び分譲
9. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
10. 通信販売業
11. 古物営業
12. 労働者派遣業
13. 広告業
14. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは当社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(基準日)

第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、9名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

3. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。可否同数のときは議長が決める。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(社外取締役の責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 執行役員

(執行役員の設置)

第27条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。

(執行役員の選任)

第28条 執行役員は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役員の任期)

第29条 執行役員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の最終日までとする。

2. 前項にかかわらず、取締役会の決議によって、執行役員を任期の途中であっても解任することができる。

## 第6章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定契約)

第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に会社法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第39条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、毎年3月31日又は9月30日を基準日として、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当金が、支払開始日の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

## 附 則

1. 定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。